

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課審査・給付グループ (06-6647-0782)
処分担当名	同上
処分の名称	療養手当の支給申請
概要	一定の病状の被認定者に対し、請求に基づき入通院に要する交通費等の諸雑費として一定額を支給します。
根拠法令等 及び条項	公害健康被害の補償等に関する法律第40条第1項 公害健康被害の補償等に関する法律施行令第22条、23条 公害健康被害の補償等に関する法律施行規則第35条 公害健康被害補償法等の施行について（昭和49年9月28日環保企第109号） 公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について（平成13年5月24日環保企第587号）
審査基準	第40条 都道府県知事は、その認定に係る被認定者が当該認定に係る指定疾病について第19条第1項各号に掲げる療養を受けており、かつ、その病状の程度が政令で定める病状の程度に該当するものであるときは、当該被認定者の請求に基づき、その病状の程度に応じた政令で定める額の療養手当を支給する。 第19条 都道府県知事は、その認定に係る被認定者の指定疾病について、次に掲げる療養の給付を行なう。 1 診察 2 薬剤又は治療材料の支給 3 医学的処置、手術及びその他の治療 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 6 移送
標準処理期間	2か月
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所管理課審査・給付グループ
提出時期	指定疾病の療養を受けた月の翌月10日までに必着するよう提出
提出方法	指定疾病での療養を受けた月分の療養手当請求書を提出してください。
手数料	なし
相談窓口	大阪市保健所管理課審査・給付グループ
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000371516.html
備考	療養手当の請求は、診療を受けた月の翌月の1日から2年を経過したときは、請求することができません。